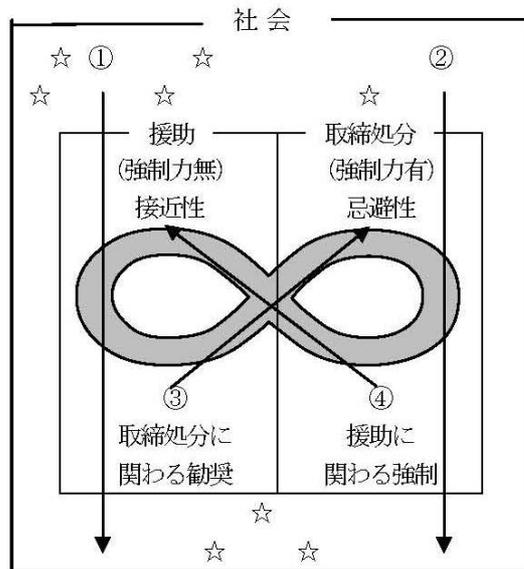


薬物需要削減のための取締処分と援助の∞型連携



∞型連携は社会内にいる薬物乱用者☆を、援助側からは受容的に、取締処分側からは強制的に対処体系に導入し、各領域の働きかけにより∞型の流れに乗せる。

アパリの支援 ∞連携④の矢印

④は本来、取締処分のすべきこと
取締処分側がやっていないから
アパリが④の矢印を事業の一つにできている。

「処罰から治療へ」ではなく「処罰だけでなく治療を」

- × 規制薬物の自己使用等の非犯罪化＝自由化
- × 薬物自己使用等事犯に対する単なる寛刑化

○ 刑罰を科すだけでは足りず、その薬物事犯の根本原因である薬物依存症の治療を義務付ける必要がある

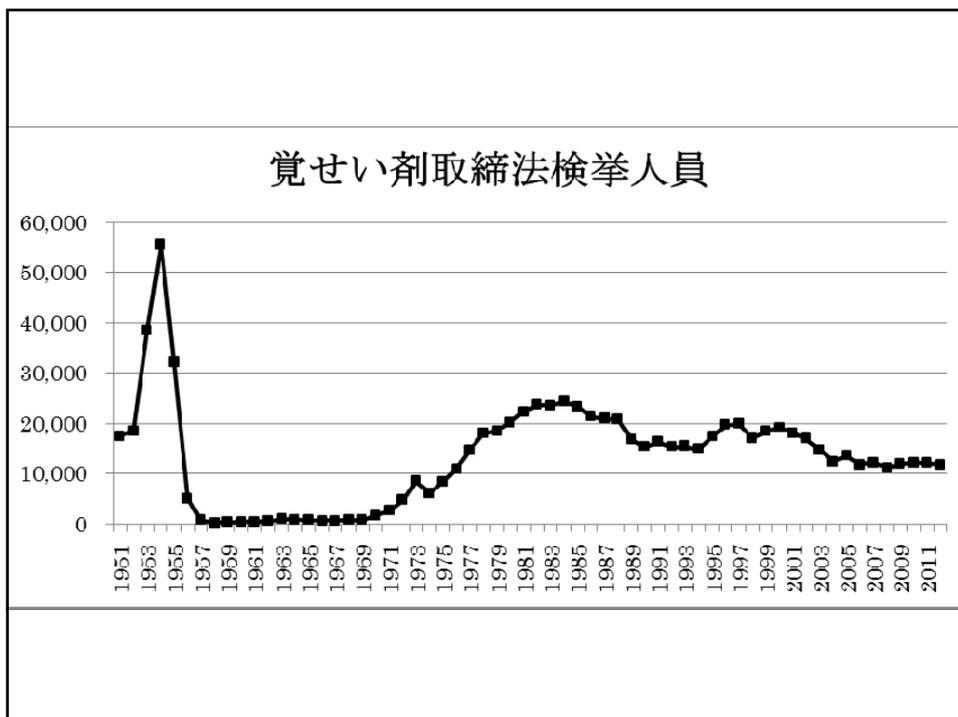
【理由】

刑罰の威嚇力は第2信号系反射網(思考)に強力に働きかけるから。

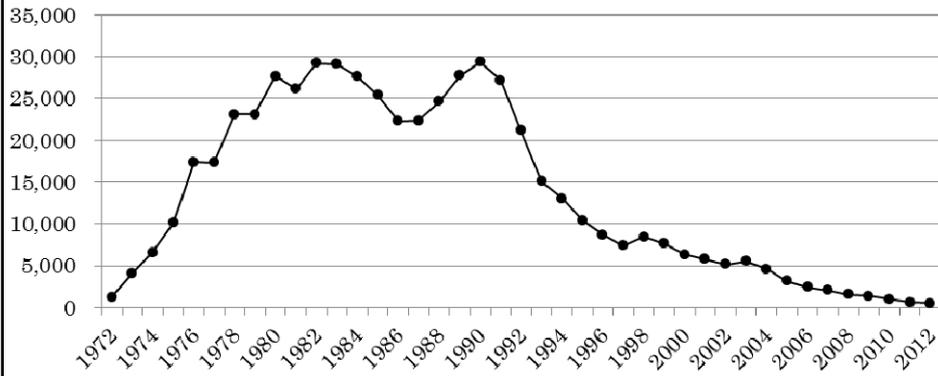
法律	薬物	輸出入	製造	栽培	譲渡・譲受	所持	使用
覚せい剤取締法	覚せい剤	A	A		B	B	B
	覚せい剤原料(エフェドリン等)	B	B		E	E	E
麻薬及び向精神薬取締法	ヘロイン	A	A		B	B	B
	その他の麻薬(コカイン、MDMA等)	C	C	C	D	D	D
	向精神薬	G	G		譲渡のみ H	譲渡目的のみ H	—
あへん法	けし			C			
	けしがら	C			D	D	F
	あへん	C	C		D	D	F
大麻取締法	大麻(マリファナなど)	F		F	G	G	—
毒物及び劇物取締法	シンナー、トルエン	I	I		譲渡のみ J	K	K
麻薬特例法	毒劇法・薬事法以外の薬物規制法による規制薬物	L	L	L	L	—	—
薬事法	厚生労働大臣による指定薬物	M	M		M	M	M

※薬事法 名称変更(平成25年法律84号、平成26年11月25日施行)
↓
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)

A	非営利犯	1年以上の有期懲役
	営利犯	無期または3年以上の懲役 情状により1000万円以下の罰金併科
B	非営利犯	10年以下の懲役
	営利犯	1年以上の有期懲役 情状により500万円以下の罰金併科
C	非営利犯	1年以上10年以下の懲役
	営利犯	1年以上の有期懲役 情状により500万円以下(あへん法は300万円以下)の罰金併科
D	非営利犯	7年以下の懲役
	営利犯	1年以上10年以下の懲役 情状により300万円以下(あへん法は100万円以下)の罰金併科
E	非営利犯	7年以下の懲役
	営利犯	10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金併科
F	非営利犯	7年以下の懲役
	営利犯	10年以下の懲役 情状により300万円以下の罰金併科
G	非営利犯	5年以下の懲役
	営利犯	7年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金併科
H	非営利犯	3年以下の懲役
	営利犯	5年以下の懲役 情状により100万円以下の罰金併科
I		3年以下の懲役 情状により200万円以下の罰金併科
J		2年以下の懲役 情状により100万円以下の罰金併科
K		1年以下の懲役 情状により50万円以下の罰金併科
L	業としての営利犯	無期または5年以上の懲役及び1000万円以下の罰金併科
M	業としての営利犯	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金 又は併科
	自己使用等(営利犯を含む)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金 又は併科



毒物及び劇物取締法検挙人員



大麻取締法検挙人員

